

※詳細は別府市コミュニティーセンターに直接お尋ねください。

別府市コミュニティーセンター使用料

R4.4.1

区分		金額
多目的ホール	平日	1時間につき 1,650円
	休日	1時間につき 1,980円
多目的ホール第1控室		1時間につき 220円
多目的ホール第2控室		1時間につき 460円
第1談話室		1時間につき 140円
第2談話室		1時間につき 330円
第3談話室		1時間につき 490円
冷暖房設備	多目的ホール	1時間につき 550円
	多目的ホール第1控室	1時間につき 110円
	多目的ホール第2控室	1時間につき 230円
	第1談話室	1時間につき 70円
	第2談話室	1時間につき 160円
	第3談話室	1時間につき 240円
カラオケ設備		1時間につき 1,100円
厨房		1時間につき 330円
舞台照明設備		1時間につき 420円
入浴料		大人1人1回につき 300円
		小人1人1回につき 100円
		入浴回数券大人10回分につき 2,700円
		入浴回数券小人10回分につき 900円
		市民入浴券大人30回分につき 4,000円
		市民入浴券小人30回分につき 1,800円

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する休日を除く。）をいう。
- 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「大人」とは、中学生以上とする。
- 「小人」とは、小学生とする。
- 使用時間は、準備及び後始末の時間を含むものとする。
- 使用許可を受けた時間を超えて使用するときは、超過1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき当該1時間当たりの使用料を加算する。
- 入場料又はこれに類する料金を使用者が徴収するときは、使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）の10割に相当する金額を使用料に加算する。
- 常設電灯以外の電灯を使用するときは、1回につき330円を使用料に加算する。
- 入浴回数券及び市民入浴券の有効期間は、発行の日から起算して1年とする。
- 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。
- 算出した使用料及び加算金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。